

京大広報

No. 102

京都大学広報委員会

「大学院制度改革に関する中間案」 について

大学院制度検討委員会

委員長 平 場 安 治

このたび当委員会は、下記のような「大学院制度改革に関する中間案」を作成いたしました。

ついては、その“まえがき”にも示しましたように、この案をより適切なものにするため、広く学内のご意見を伺いたいと思います。この案についてのご意見をおもちの方は、昭和50年1月10日（金）までに当委員会あて（庶務部庶務課気付）文書でご提出願います。

昭和49年11月15日

大学院制度改革に関する中間案

ま え が き

京都大学大学院制度検討委員会は、昭和48年5月以来、本学における大学院の現状を踏まえつつ、大学院の改善・充実をはかるため、改革すべき諸点を検討してきたが、法規、設置基準等制度的にも可能で、又、本委員会の任務外である学部及び教養部の制度改革にふれない範囲における改革案として、本案を得るに至った。

本委員会は、学内の意見を聴き、提案をより適切なものにするために、ここに中間案としてこれを公表する次第である。

1 大学院の課程は、前期及び後期に区分した博士課程を基本とし、前期は修士課程として取り扱う。前期と後期の関係は、研究科により多様性を認めるが、後期の課程を修めるには、修士の学位を取得していることを要件とする。

（説明） これは現状を変更する提案ではなく、

現行の「積み上げ方式」を維持することを、大学院設置基準の表現に合わせて述べたものである。すなわち、修士学位の取得によって、自動的に後期の課程に進むのではない。後期の課程を修めるには、所定の選考を経なければならない。後期学生の選考方法は、研究科ごとに定めるものとする。

なお、医学研究科に特例を設ける必要があれば、別途に検討する。

大学院学生の最長在学年限については、今回は提案しなかったが、学位規則の一部を改正する省令及び大学院設置基準の制定を機として、これを再検討する必要がある。ただし、この点についての提案は、各研究科における運用状況を見て、検討されるべきである。なお、大学院の全学的問題を審議するための機関（以下「大学院審議機関」と仮称する。）の設置について8で述べるが、最長在学年限についても、この機関で検討されるのが適当であろう。

大学院に、「積み上げ方式」による博士課程前期とは別に2年の修士課程を設ける必要が生じた場合には、研究科の新設の場合に準じ、大学院審議機関の検討を経て、評議会において決定されるべきである。

2 研究科は、学部とは別の組織とし、最低限度、研究科長及び独立の管理運営機関としての研究科会議を置く。又、独立の事務機構を置くことが望ましい。

（説明） 従来、研究科は施設、教員、事務機構、予算等において全く学部依存し、又、独自の大学院運営の責任態勢が整っていなかった。このため、ともすれば大学院を学部の附属物視する傾向が生じ、独自の目的をもつ大学院

の発展が妨げられてきた。

われわれは、大学院の研究・教育を充実し、そのための人的、物的条件を改善する前提条件として、研究科の学部からの組織的分離を提案するものである。

研究科長は研究科の最高責任者として、又、研究科会議は研究科の管理運営機関として、研究科の学部からの組織的分離に必要最少限度伴うものである。なお、これと関連して、評議会の構成が再検討されることが望ましい。

機関の分離独立に伴い、研究科の事務を取り扱う事務機構が独立して設けられるべきである。

これらのことは、理念としては、あくまで貫かれるべきであるが、人員が著しく不足している本学の現状では、一律に強制することは、かえって負担加重や非効率をきたす虞れがある。したがって現状を前提とする限りは、一部に学部の機関・機構が研究科のそれを兼ねることがあってもやむをえない。しかし現状に安住する消極的態度をとるべきでなく、各研究科・全学の努力を傾け、人的条件の改善を伴う、名実共の研究科の組織分離を目指すべきである。

研究科の学部からの組織分離は、それ自体が目的ではなく、大学院の研究・教育の充実、及びそのための人的、物的条件の改善が目的である。したがって、いわゆる大学院講座の設置や、研究科独自の施設、設備、図書等の充実を研究科において計画し、その実現に努力することが望ましい。

なお、学部の教員は従来どおり、大学院において教育、研究指導に当たることとなる。

- 3 現在の研究科を存続させ、その充実をはかる。

ただし、研究科の組織が大きいところでは、研究・教育の実をあげるために、これを分割することも認められる。

(説明) 今日における学術研究の進歩は、個々の学術分野の進歩にとどまらず、境界領域の開発、学術分野相互間の研究方法及び研究成果の利用等の現象が現われ、細分化と総合化の傾向が見られる。それに伴って学問区分の再検討の動きも出ている。このような趨勢に対するわれ

われの積極的姿勢は、4の提案に示されているとおりである。

しかしながら、根本においては、従来行われてきた学問分野を基礎にしなければならないことは当然であって、われわれは、徒らに新奇の試みに眼をうばわれて、基本的な学問分野の重要性を忘れてはならない。現在の研究科は学部に対応して置かれ、そこでは、伝統ある基本的学問分野が研究・教育されている。われわれが現在の研究科の存続を提案するのは、このような理由による。

ただ研究科の組織が大きすぎるために、研究・教育に支障をきたすところがあるならば、大学院審議機関における検討を経て、適正な規模において、合理的な基準に基づいた分割が行われることは、大学院の研究・教育の実をあげるために、むしろ好ましいところである。

- 4 学問の総合化及び今後における学問の発展を考慮して、学部・学科に対応しない研究科・専攻を設置することも認められる。

(説明) すでに3の説明において述べたように、今日における学問の進歩及び今後に予想される学問の発達を考慮すると、現在の研究科の体制が、これに適応しえない場合もあると考えられる。そこで既存の研究科を維持しつつも、学部・学科に対応しない新たな研究科・専攻の設置を制度的に可能とする方策を講じておかなければならない。

新しい研究科の設置については、研究者の要望や学界の動向を考慮し、新たに設けられるべき研究科長会議が中心となって、その推進をはかるべきである。

- 5 原則として、研究所は、それぞれの実態に応じて、大学院の教育に参加する。ただし、参加の形態については多様性を認める。

(説明) 本学においては、従来から附置研究所は種々の形で大学院の教育と運営に参加してきたが、大学院の研究・教育を充実する上で、これをより強化することが望まれている。しかし附置研究所の本来の目的、設立の過程、運営の現状などからして、直ちに一律の形態で参加することは必ずしも適切でないとも考えられ、その形態については多様性を認めることとする。

これに関して附置研究所と大学院との関連の仕方として、例えば次の4つの類型が考えられる。

- (a) 研究所の部門を基幹として独自の専攻を既設の研究科に設置するもの。
- (b) 研究所のすべての部門がそれぞれ関連する研究科の教育・運営に参加するもの。
- (c) 研究所の一部の教員が大学院教育に参加するもの。

その他、4の一例として、

- (d) 研究所の部門を基幹として、独自の研究科を新設するもの。

なお、教養部等の大学院への参加は、趣旨として否定するものではないが、具体的には、大学院審議機関において検討されるべきである。

- 6 各研究科において、専攻を単位とし前期及び後期の課程の区分に応じて、学生定員を定める。

(説明) 大学院学生の募集人員は、従来一律に講座当たり修士課程2名、博士課程1名(附置研究所においては、部門当たり修士課程1名、博士課程1名)という予算定員を基準とした上で、学年度ごとに全学的な調整が行われてきた。したがって年度ごとに収容する学生数が、予算定員よりも多い研究科も少ない研究科もあるのが実態であった。

学問の分野が異なるのに応じて、養成すべき学生数にはかなりの相違があるはずであるから、学生定員は、研究科ごとに、学問の特質や教員組織、施設、設備等の諸条件を考慮に入れて定めるのが適切と考えられる。一つの研究科においても、養成すべき又は養成し得る学生数は、専攻によって異なるであろう。したがって研究科ごとに、専攻の概念(学問分野の範囲、規模等)を明確にした上で、それぞれの専攻において標準とすべき学生数を検討し、その検討に基づいて研究科の定員を定めるのが適当であろう。ただし、専攻の概念は、学問分野によって様々であるから、専攻の区分について、大学院全体として統一的な基準を設ける必要はないと思われる。

前期、後期の学生定員は、学問の性格、研究・教育上の諸条件、修業の目的の相違等を考慮して、それぞれ別に定めるのが妥当であろう。

前期と後期との学生数の増減の比率も、大学院全体として一律化する必要はない。学生数が、後期において、前期の半数程度に減少するもののほか、研究科によって、ほとんど同数である場合や著しく減少する場合等があってよいと考えられる。

- 7 大学院の運営について、総長の諮問に応じ、又、研究科間の協力・連絡調整を行うため、研究科長会議を設置する。

(説明) 大学院を組織として学部から分離することに伴い、本学大学院全体としての運営のために、「研究科長会議」を置くことが必要である。

この会議の任務の第一は、大学院運営について総長を補佐し、かつ諮問に応じることである。

従来は、総長が評議会又は大学院審議会に発議する事項については、部局長会議が補佐し、かつ諮問に応じていたが、大学院と学部との組織分離に応じ、大学院に関する事項については提案の前提となる運営一般の協議を含めて、今後は研究科長会議の職責とすべきである。したがって4及び10に掲げる事項もこの一環とみなされるべきである。

この会議の任務の第二は、研究科間の協力・連絡調整を行うことである。この任務との関連で、この会議の果たすべき役割は多岐にわたるが、研究科間の連絡の中には、例えば次のものが含まれると考えられる。

- (a) 学問の総合化、共同の研究・教育施設の設置等のため、研究科間の連絡を現在よりも強化すること。
- (b) 大学院学生が他研究科の科目の単位を取得するための研究科間の事前の連絡。
- (c) 博士の学位に関して、例えば、他研究科の教員を審査員に加える場合等に、研究科間の連絡を一定の形式で行うこと。

現在、各研究科における事情の差異は、学部間の差異より大きいと見られる。大学院の制度については、原則的にはこの差異を認める方針であるが、一つの大学院としてのまとまりのために、運営については、最低限の調整が必要であり、又、将来研究科間に余りに大きな不揃いが生じないためにも、研究科長会議が連絡調整

に当たることが必要と考えられる。

当面は、研究科長を学部長が兼ねる場合があると思われるが、研究科は学部とは異なる組織であるから、現行の部局長会議で研究科長会議を兼ねることをせず、別個の会議として設置することが必要であり、又、これが大学院の発展のためにも適当な形態であると考えられる。

研究科長会議の所掌事項は、制度に関することよりも、上述のように、運営に関するものに重点が置かれる方が適当と考えられる。大学院の問題の中には、研究科の改廃のような問題もあるが、これらは大学院の構造を変更するものであるから、研究科長会議とは別の構成をもつ大学院審議機関において、さらに審議されることが適当と考えられる。

- 8 大学院の事項を審議するために、適当な全学的な大学院審議機関を置く。

(説明) 現在も大学院の事項を審議する機関として大学院審議会があるが、その性格が曖昧であり、かつ本提案に盛られた事項を実施する全学的審議機関にふさわしい組織と権能を与えられているものではない。そこで、現在の大学院審議会に代えて、新たな構想に基づく全学的な大学院審議機関を設ける必要がある。

その大学院審議機関は、執行運営に関することは研究科長会議に委ね、審議及び議決をする機関としての性格をもつべきである。したがって、現在大学院審議会の審議事項の一部とされている各研究科の連絡調整に関する事項は、その機能からはずすべきである。

本案において大学院審議機関の審議を要するものとしているのは、

- (1) 研究科、専攻、課程の新設、廃止、変更
- (2) 大学院学生之最長在学年限の決定
- (3) 大学院の学生定員
- (4) 学位授与の基準に関すること

等であるが、さらに大学院に関係のある学内法規の制定、改廃その他の重要事項がこの機関において審議されなければならないのは当然である。

これらの中には評議会の決定を必要とする事項も少なくないが、この場合にも直ちに評議会に付議するのではなく、大学院審議機関において事前に十分の審議を経ることが適当である。

評議会の決定を要しない事項については、大学院審議機関において決定まで行いうるようにするべきである。

大学院審議機関の構成については、本案では、原則として研究所が大学院の教育に参加することとしたので、当然研究所からも構成員を出すべきこととなる。その構成は、一例として、次のようなものが適当であると考えられる。

- (1) 各研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 教養部長
- (4) 各研究所長
- (5) 各研究科の教員1名

- 9 大学院在学5年未満の者への博士の学位の授与及び学術博士の学位の授与は、いずれも制度的に認めることとし、それらの基準は大学院審議機関が定める。

(説明) 極めて優秀な学生が在学5年以内に、所定の学位授与の水準に到達することは、学問分野によっては予想されるところである。この場合に、5年未満で学位を与える可能性を開いておくことは適当であると考えられる。しかしながら、この措置はあくまで特例とするにとどめ、学位水準の低下につながらぬよう、その基準・要件を全学的に定めておくことが必要である。

学術博士は、総括的な学位の種類として新たに設けられたものであり、当面は主として学際的分野を専攻したものに授与することが適当とされているが、その水準、性格、従来の博士の学位との関係等が未だ明確でない。したがってその取り扱いについては、学内のみならず、他大学とも十分協議の上、慎重に制度を定める必要がある。

本項の2つの問題については、今後大学院審議機関において検討を行い、基準等を定めることが必要である。

- 10 単位互換、研究指導、学位審査等に関して、他大学大学院等との協力を進めるべきである。

(説明) 大学院の教育を充実するためには、学内における研究科間の協力のみではなく、ひろく他の大学院等との協力が必要である。すでに単位互換については、本学通則において、制度的基礎が設けられているが、その推進のための

条件については、なお、検討が必要であろう。その他研究指導、教授交換、学位審査における協力、特定研究科と他大学の同種の研究科との教育における協力の緊密化等、今後個々の研究科並びに全学的立場から検討を要する問題は多々あると思われる。

全学的立場から、これら他の大学院等との協力を検討する機関は、研究科長会議とするのが適当である。

付 記

大学院教育を充実するためには、以上の改革と共に、大学院学生の研究・生活条件を向上させる必要があると思われる。

具体的方策については、大学院学生に対して奨学金が支給されること及びさきに出されたOD等問題検討委員会の答申の趣旨が尊重されることが望ましい。

白馬山の家開設について

毎年、利用者から好評を受けている白馬山の家を、今冬は下記のとおり開設いたしますので、本学の学生および教職員が利用される場合は、下記を参照のうえ、申し込んでください。

この山の家は、中部山岳国立公園白馬山麓の^{つがい}杓池高原にあり、四方を北アルプスの峰々に囲まれ、冬季には積雪量も多く、雪質の良さとともにスキーには絶好の条件を備えています。

建物は、山小屋風の木造2階建地下1階で、間取りは主として1階に食堂兼談話室、2階は寝室(ベッドで42名収容)、地下は浴室、乾燥室等からなっています。

記

1. 名 称 京都大学^{はくばやま いえ}白馬山の家
2. 所 在 地 ^{あずみ おたり}長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869の2

(交通機関)

国鉄大糸線「白馬大池」下車、松本電鉄バス「親の原」下車、徒歩約20分

3. 開設期間 12月20日(金)～1月20日(月)、
ならびに2月20日(木)～4月10日(木)
4. 所要経費 1人1泊 使用料80円、暖房料50円、ほかに食費等実費程度
5. 申し込み 詳細は、本学体育会事務局(西部

構内総合体育館内・電話 学内2574)に照会してください。

6. 備 考 山の家のある杓池高原には、初心者向きから上級者向きまで各種のゲレンデがあります。

(学生部)

工学部舟阪渡教授の逝去について

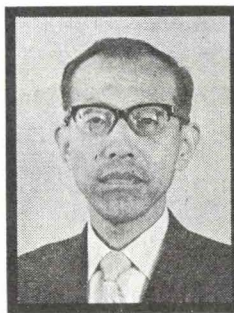


工学部舟阪渡教授(工業化学教室)は心筋梗塞のため、7月28日午前6時50分急逝された。享年62歳。舟阪教授は工業分析化学講座担任で工学博士。昭和12年京都帝国大学工学部工業化学科を卒業、昭和15年助教授となり、

燃料化学教室(現石油化学教室)勤務後、昭和22年工業化学教室工業分析化学講座の初代教授に就任、工業分析化学の研究に尽力、顕著な業績を挙げられた。学外においては、日本分析化学会副会長、日本化学会理事などを務められ、これら生前の功績に対し正四位勲三等旭日中綬章が授与された。

なお、舟阪教授の工学部工業化学教室主催追悼式は、去る9月15日(日)午後2時から3時半まで工学部土木総合館155号室において執り行われた。

工学部阪口忠雄教授の逝去について



工学部阪口忠雄教授(電気工学教室)は病氣療養中のところ、8月17日午前0時15分胃癌のため逝去された。享年51歳。阪口教授は放電工学講座担任で工学博士。昭和21年京都帝国大学工学部電気工学科卒業、昭和25年

本学講師となり、昭和28年助教授、昭和35年教授。この間、工学部並びに工学研究所(現原子エネルギー研究所)において、プラズマ工学、照明工学、光電変換工学などの分野で顕著な研究業績を挙げられ、学外においては、照明学会副会長などを務

められたほか、日本万国博並びに沖縄海洋博の照明基本設計に当たられた。これら生前の功績に対し従四位勲四等旭日小綬章が授与された。

なお、阪口教授の追悼式は、阪口忠雄先生追悼事業会の主催で、去る9月29日（日）午後2時から3時30分まで工学部電気総合館において執り行われた。

理学部白上謙一教授の逝去について



理学部白上 謙一 教授（動物学教室）は、9月5日午前5時肺水腫のため逝去された。享年61歳。

白上教授は、発生生物学講座担任で理学博士。昭和12年東京帝国大学理学部動物学科卒、同25年山梨大学助教授、同28年

同教授、同46年本学教授となり、発生生物学一特に両生類の初期発生一の研究と教育に貢献された。

なお、理学部動物学教室主催の追悼会は11月16日（土）午後2時から理学部共同大講義室において執り行われた。

農学部三井哲夫教授の逝去について



農学部三井 哲 夫 教授（食品工学科）は転移性肺癌のため、9月24日午前0時急逝された。享年60歳。三井教授は農業分析学講座担任で農学博士。昭和11年京都帝国大学農学部農林化学科を卒業後、さらに大学院に進

み研究に従事、昭和17年化学研究所講師、昭和18年農学部講師を経て、昭和19年助教授となり、農林化学科（現農芸化学科）に勤務、昭和25年同学科農産製造学講座担任教授に就任、ついで昭和42年食品工学科設置とともに農業分析学講座を担任して研究に邁進、顕著な業績を挙げられた。学外においては、元素分析懇談会（現有機微量分析研究懇談会）委員長、微小質量測定研究懇談会（現質量測定研究会）委員長、米国マイクロケミカル・ジャーナル顧問、通産省国際標準連絡会議委員、日本分析化学会理事、同学会会長などを歴任され、我が国有機分析学並びに天然物有機化学の進展に貢献された。また、これら生前の功績に対して正四位勲三等旭日中綬章が授与された。

なお、三井教授の農学部食品工学科主催追悼式は、去る10月27日（日）午後2時から3時30分まで農学部101講義室において執り行われた。